

## **[事案 2022-67] 新契約無効請求**

・令和4年11月24日 裁定終了

### **<事案の概要>**

被保険者の同意がないまま契約手続が行われたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成24年10月から平成30年7月にかけて契約した養老保険3件（契約①④⑤）と、平成26年5月および平成28年8月に母が契約し、母の死亡後、自分に契約者変更をした養老保険2件（契約②③）について、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1)各契約の被保険者である娘は、募集人と面談したことはなく、被保険者同意書に署名したことや告知書を作成したことはない。
- (2)募集人は、契約者であった母および自分が、高齢または保険知識がないことを利用し、当時20代であった娘に必要以上の保障をかけ、このことの露見を恐れたため、娘に接触しなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①④⑤は非高齢者である申立人に対する募集であり、契約②③は高齢者である申立人母に対する募集であるが、非高齢者である親族が契約時に同席している。また、契約②③は、いずれも申立人に契約者変更されているが、その際には特段の申出はなかった。
- (2)被保険者である申立人娘の告知書の筆跡が申込書の契約者の筆跡と異なること、告知日が申込日と異なること、本人確認書類が提示されていること等からすれば、契約①から⑤について、被保険者面接は行われたと考えられる。
- (3)契約②③について、申立人に契約者変更する際に、被保険者である申立人娘も署名等を行っているが、その際に特段の申出はなく、契約②③⑤は、申立人娘が申立人を代理して給付金を請求している経緯からすれば、申立人娘が本契約①から⑤を認識していたことは明らかである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および申立人娘に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、被保険者の同意がないまま、契約手続が行われたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。